#### 養 老 町 第 回 臨 時 会 会 議 録

招集されたので会議を開いた。 平成二十九年第一回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に

その次第は次のとおりである。

〇議事日程	(平成)	一 十 力	年五	平成二十九年五月十二日第一日)
日程第一				会議録署名議員の指名
日程第二				会期の決定
日程第三				諸般の報告
日程第四	承認第	三	号	専決処分の承認について(養老町税
				条例の一部を改正する条例)
日程第五	承認第	四	号	専決処分の承認について(養老町国
				民健康保険税条例の一部を改正する
				条例)
日程第六	承認第	五.	号	専決処分の承認について(養老町消
				防団員等公務災害補償条例の一部を
				改正する条例)
日程第七	承認第	六	号	専決処分の承認について(平成二十
				八年度養老町一般会計補正予算(第
				九号))
日程第八	承認第	七	号	専決処分の承認について(平成二十
				八年度養老町介護サービス事業特別
				会計補正予算(第三号))
日程第九	同意第	_	号	固定資産評価員の選任同意について
日程第十	議案第三十四号	一 十 四	号	養北ことばの教室(仮称)建設工事
				請負契約の締結について

日程第十一 日程第十五 日程第十 日程第十三 日程第十二 应 選任第五号 選任第四号 選 選 任第三号 任第六号 任第二号 養老鉄道存続特別委員会委員の 議会改革特別委員会委員の選任につい 議会だより 議会運営委員会委員の選任について について て 任委員会委員の選任に 編 集特別委員会委員の っい 選 選任 任

日程第十六 同 意第二号 ついて 監査委員の選 任同意について

日程第 日程第 日程第 日程第 (追加日程) 兀 許可 選挙第二号 許可第二号 選挙第一 第一 号 号 副 副議長の辞職 議長選挙について 議 議長選挙について 長の辞職 許 可に 許可について 0 いて

# 〇本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議 長 長 吉 Щ 田 貞 太 郎

#### 〇出 議 員

新

議

青

番 番 長 岩 北 永 倉 義 夫 仁 博

番 番 大 橋 澤 三 龍 男

五.四

番

 $\equiv$ 

田

正

敏

七六 番 吉 田 百合子 永 太 郎

とおりである。

教副町

育 町

長 長 長

長 並

次悟孝

河

清

谷 川 橋

大

〇地方自治法第百二十一条の規定により議場に出席した者は 〇欠 な 議 員

次の

部産

業

建

設

田

中

也

番 番 番 番番 水青林松田 谷 Щ 永 中 久美子 貞輝民敏 見 夫 弘

+

十十九

民福 税 ど福 福 祉 部 福 務 人部 務 課 も祉 祉 長 祉 権長 長 松 高 髙 古 Ш 田 中 出 橋 木 Ш 地 弘 正 憲 信 泰 勉 夫 行 人 元

兼住

住民

民

総

務

部

部総

兼総

務

スポーツ振興課長教育総務課長兼 消 消消消 会教 兼会 防 計 防防 警 管 防 防 次次 理 課 者 長長長長 三 近 渡 野 久 佐 田 保寺 和藤 辺 村 藤 中 隆 清 章 博 利 昌 夫隆博治 明 子 隆

農産 産産 兼産 • 産 商工観光課長業建設部企業誘致 業 業 水 業 建 林業 建 建 振建 設 設 設 興 部 部 課設 道部 課 参 長 長 事 長部 桐 大 伊 前高 倉 藤 田木 Щ 幸 勝 伸 修 広 治 一 則

〇職務のため議場に出 席した者は次のとおり 議 会 事 務 局 長 佐 である。 藤 嘉

議

숲

事

務

局

書

記

或

枝

利

法 但

部住 部住 部住

子民

民

木

村

嘉

志

#### 間 午前九時二十 九 分

〇議長 会に当たり、 (吉田太郎君) 議員並びに執行部各位には 平 -成二十九年第一 回養老町議会臨 何かと御多用のところ、 時会を開

御出席賜りありがとうございます。

します。 開議に先立ち、 傍聴者の皆さんも御一緒に 町民憲章の朗唱を行います。 お願いい たします。 全員御起立 を お

#### 町民憲章」 朗唱

あ りがとうございます。 御着席ください

本 自 の議会は全員出席であります。

ための写真撮影を許可いたしました。 報道機関に限り、 ここで、 町広報員に限り、 傍聴席より議場内の会議状況について、 今臨時会の議場内の写真撮影 放並びに 取 材 0

本日の会議を開きます。 ただいまから平成二十九年第一回養老町議会臨時会を開会し、

#### 〇議長(吉田太郎君) 番 会議規則第百二十七条の規定によって、 林輝見君を指名します。 日程第一、 会議録署名議員の指名をします。 十番 松永民夫君、

〇議長 (吉田 太郎 君 次に日 程 第二、 会期 の決定を議題 ととい たし

ます。

程について審査されました。 ここで、 五. 月九 日 議会運営委員会が開 発催され、 本 · 臨 時 会の 日

会運営委員会の報告を求め います。

会運営委員会委員長 你輝見君。

〇議会運営委員長 輝見君) 議会運営委員会の報告を行い

ま

部 の出席のもとに開会いたしました。 去る五月九日午 前十時より、 委員及び 正 副 議 長、 並 び に 執

ります。 協 議事 項 は 平成二十九年第 一回臨時 会の日程等についてで

決定、 この順序で議会運営を行うことに決定されました。 まず、会期については 開会宣言に続いて、二、 四、諸般の報告、 本日の一日として、 会議録署名議員の指 議案の審議、 議 議会構成の 事 名、 日 程につ いて

が五件、 第九、 同意の人事案件につき、 提案説明を受け、 契約の締結についての計六議案については、 の五議案と、 年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算 する条例)から日程第八、専決処分の承認について(平成二十八 以上合計七件であります。 たしました。 討 日程第四、専決処分の承認について(養老町税条例の一 次に、 論は省略することとし、 固定資産評価員の選任同意についての一議案については 人事案件についてが一件、 審議する議案につきましては、 日程第十、 質疑・討論を経て採決を行うこと。 上程後に提案説明を受け、 養北ことばの教室 審議方法につきましては、 採決を行うこと。 契約の締結についてが一 専決処分の承認について (仮称) それぞれ逐条上程し、 以上のように決定い (第三号)) まで 質疑を行い、 建設工事請負 次に、 議事日 部を改正 日程 件 程

委員の選任同意、 議会運営委員会委員の選任、 また、 議会構成の案件につきましては、 合計六件であります。 各特別委員会委員の選任三件 常任委員会委員 0 監査 選任

以上、 議会運 「営委員会の報告といたします。

(吉田太郎君) 議 会運営委員会委員長の報告が終わりまし

期は ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、 本日一日にいたしたいと思います。 これに御異議ありませ 本臨時 会の会

議 なし」 0 声 あ

〇議長(吉田太郎君) 、議なしと認めます。

よって、 本臨時会の 会期は 本日一日と決定いたしました。

〇議長 されました。 告書が議長に提出されており、 定により、平成二十八年度二月及び三月分の現金出納検査結果 本日の日程は (吉田 監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項 |太郎 君) お手元に配付してあるとおりであります。 次に日 1程第三、 また、 監査委員から 諸 般 の報告を行います。 が辞職願 が提出  $\mathcal{O}$ 報 規

議長に提出されましたので、 集特別委員会委員及び養老鉄道存続特別委員会委員から辞職 辞任を許可いたしました。 さらに、 議会閉会中に議会改革特別委員会委員、 委員会条例第十二条第二項に基づき 議会だよ 編

で諸般の報告を終わりま

ここで、 町長の挨拶をお願いします。

〇町 用の 本日は臨時議会ということで、 ( 大 橋 御 出 孝君) .席をいただきまして、まことにありがとうございま 改めまして、 議員の皆さん方には何かと御多 皆さん、 おはようございます。

ております。 月二十日 幾つかの事業が順調にこなされているというふうに思っ この五月三十 からのオープン以 旦 来、もう二カ月ほどたちましたけ それから六月一日と、 全日本愛

> ております。 て養老町らしいおもてなしができればというふうに思っておりま 秋篠宮殿 瓢 会の展示会が行われるわけでございますけれども、 議員の皆様方にも御協力をいただけるとありがたいなと思っ 応下も御 参加をされるということでございます。 この 全町 折に 挙げ

までございます。 ておりますので、 上げまして、 だ長丁場ではございますけれども、 とも御参加をいただければというふうに思っております。 人ということを目標にいたしております。 また、六月十一日には 冒頭の挨拶とさせていただきます。 今後とも御協力のほうをよろしくお願 全国のラジオ体操がございます。 庁内の各担当も一生懸命やつ 議員の皆様方に 本日は御苦労さ を申し まだま 千三百

(吉田太郎君) 町 長の挨拶が終わりました。

〇議長 決を行います。 (吉田太郎君 承認第七号まで それでは、 の五議案は、 日 逐条上記 程 第四、 程 後、 承認第三号 質疑、 から日 討 採

町税条例の一 まず、 日程第四、 案理 部 衆理由の必要を改正さ の説明を求めます。 承認第三号 する条例) を議題とい 専決処分の承認につい たします。 て (養老

大橋町長。

町長より

提

〇町長 説明をさせていただきます。 決処分の承認について(養老町 (大橋 孝君) ただいま上程を賜 '税条例の一部 ŋ ました承認第三号 を改正する条例 専  $\mathcal{O}$ 

行されることに伴い、 二十九年三月三十一日に公布され、 方税法及び航空機燃料譲与税法の 養老町税条例の 平成二十九年四月一 一部を改正 部 を改正 する法律 平 -成二十九 日から施 が 平 成

年三月三十一日に専決処分をしたものでございます。

十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、

〇議長(吉田太郎君) 補足説明を古川税務課長。

〇総務部税務課長(古川一夫君) それでは、私のほうから補足説

明をさせていただきます。

別添資料の税条例新旧対照表をごらんください。

まず、一ページをごらんください。

きることを明確化する規定の整備でございます。告書に記載された事項その他の事情を勘案して課税方式を決定で課税標準で上場株式等に係る配当所得等について、提出された申最初に、第二十六条第四項及び第六項、個人住民税の所得割の

二番、続いてニページ中段をごらんください。

税ともに総合課税、 規定の整備でございます。 項 後に個人住民税が提出 ŋ  $\mathcal{O}$ 除に関して、 ものでございま をもとに課 まして、 配当割の特定上場等の配当につきましては、 第二十六条の十において配当割額または株式譲渡所得割 所得税 第二十六条第四項及び第六項の改正に伴い、 .税できるということを明確化するために改正され の確定申告が 申告不要、 され この た場合は、 提 申告分離課税の選択制になってお 改正につきましては、 出された場合であっても、 その申告書に記載された事 所得税、 個 人住民 個 人住民 所要の 額 の控

続いて、三ページ三行目をごらんください。

係る規定の整備でございます。 よりまして法人町民税に関する延滞金の計算の基礎となる期間に 第三十二条の六、第三十二条の八において、今回の法律改正に

めくっていただきまして、続いて七ページ中段をごらんくださ

\ \ \

備でございます。 より滅失した償却資産等に対する軽減特例措置に関する規定の整まり滅失した償却資産等に対する軽減特例措置に関し、震災等に第四十条の二において固定資産税の課税標準に関し、震災等に

続いて、下段をごらんください。

これは、 ます。 まして、 の一以上三分の二以下の範囲で市町村が定めることができて 定資産税の課税標準を二分の一とするもので、 育の受け皿整備促進のために保育事業を行う施設の用に供 措置について割合を定める規定を設ける規定の整備 または事業所内保育事業 育の受け皿整備の 第四十条の三において、 .二分の一は国の標準的な基準に基づいた割合としており 女性の 就業が ための家庭的保育事業、 進 んでおりまして、 (定員五名以下) わがまち特例の導入でございます。 に係る課税標準 待機児童 居宅訪問型保育事 この特例では三分 解消 でございます。 いする による保 . О 特例

続いて、八ページ上段をごらんください。

定の整備でございます。 税について人の居住の用に供する専用部分における案分方法の規第四十二条の六において、居住用超高層建築物に係る固定資産

続いて、中段をごらんください。

にするため 従前の共用土 た場合には、 四十二条の六の二において被災市街 0 震災発生後四年度分に限り、 規 地に係る税額の案分方法と 定の整備でございます。 地 同 復 所有 様 興 0 推 扱 者 進 いを受けるよう  $\mathcal{O}$ 地 申 域 し出 に 定 によ められ

帆いて、十ページをごらんください。

街地復興推進地域に定められた場合には、震災発生後四年度分に四十二条の六の三において被災住宅用地の申告に関し、被災市

なく、 限 不安を早期に解消するとともに復旧や復興の 震災が頻 る規定が常設されたものでございます。 しては、 り特例 税制上の対応を手当する観点から (発していることを踏まえまして、 きのうもちょっと地 (を適用する常設規定の整 一震がありましたが、 備でございます。 あらかじめ災害に関 被災者や被災事 動きにおくれること 熊本地震 \*業者の 心を初め つきま

さい。

続いて、十一ページをごらんください。

間延長する規定の整備を行うものでございます。附則第五条で、肉用牛の売却による事業所得に係る特例を三年

続きまして、十一ページ下段をごらんください。

れが出ておりますので改正しておるものでございます。 附則第七条、読みかえ規定で、法律の改正に合わせて条例のず

続いて、十二ページをごらんください。

供する土地について課税標準を最初の三年間価格に三分の二の割 準に基づい または無償で借り受けて緑地を設置、 る固定資産の課税標準を最初の五年間二分の一とするもの 合を乗じた額とするもので、 います。また、第十一項では緑地保全・推進法人が土地を所有 附則第七条の二では、 第十項では一定の企業主導型保育事業を行う施設の た割合としております。 わがまち特例の割合を定める規定 これにつきましても国 管理する場合は、 の 標準 その用に 用 元に供す その整備 的 でござ [な基

続いて、十二ページ最下段をごらんください。

者が 工 耐 事が ||震基準適合住宅や外壁等の  $\mathcal{O}$ すべき申告に関する規定の整備を行うものでございます。 規定を受けようとする者がすべき申告につい (七条の三でございます。優良住宅等に対する固定資産 行われた住宅で固定資産税 熱 ※の損 元の減額 失の防止に資する一 の規定を受けようとする て、 耐震 定 改 0 税 改修 修  $\mathcal{O}$ で 減

軽自動車の関係でございますが、続いて十六ページをごらんくだ続いて、めくっていただきまして十六ページをごらんください。

をするものでございます。 についてでございま 附則第十三条第三項で軽自動車の すが、 適 用期限を二 グ IJ 年 1 間 ン 延 化 長する規定の 特 例 経 過  $\mathcal{O}$ 整 部 備 分

でございます。 項、七項ということで順番に税率が決まっておりますということ整備を二年度分について行うものでございます。これが五項、六整五項、第六項、第七項において、登録年度における軽減率の

整備を行うものでございます。 それから、同条の第二で賦課徴収に係る特例についての規定

続いて、十九ページの上段を見てください。

整備でございます。 て市町村が課税方式を決定できることを明確化するための規定のいて提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案しいり、特別第十三条の三第二項において、特定配当等に係る所得につ

続いて、十九ページ下段をごらんください。

間延長する規定の整備でござ た場合の長期譲渡 附則第十四条の二で、 所得に係る課税の特 優良住宅の造成のために土地等を ・ます。 例 に 0 11 7 適 用 期 限 譲 を三 酸渡し

続いて、二十ページ下段をごらんください。

確 配当所得等に係る所得について提出された申告書に記載され その 則第十八条の二第四項、 する規定の 他 の事 情を勘 整備でござ 案して町 います。 第十八条の三第六項では、 `が課税方式を決定できることを明 特 例 た事 適 用

次に、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

ところですね。 による改正関係と新旧対照表がついておると思いますので、次の条例についてであります。めくっていただいて、次に附則第五条

ころの部分でございます。整備でございます。これは三月の議会でも一度やっておりますと整備でございます。これは三月の議会でも一度やっておりますと措置における現行の軽自動車税を種別割に変更するという規定の附則第六条で平成二十六年の税条例改正中、軽自動車税の経過

もめくっていただいて、次に新旧対照表がついてございます。条例(附則第六条による改正関係)についてでございます。これ次に、養老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する

ております。
して軽自動車に関する税率に関する規定の整備をすることとなっして軽自動車に関する税率に関する規定の整備をすることとなっ正により、第一条の二中、養老町税条例の附則の整備、第二条と平成二十八年の税条例改正中、附則第六条による改正関係の改平成二十八年の税条例改正中、附則第六条による改正関係の改

行されます。 なお、この条例につきましては、平成二十九年四月一日から施

規定、 関する不足額に対し、 置の規定、 に規定する震災等に係る償却資産や土地に対する適用年度に係る 第三者に申し出の機会を与えることができるという規定でござい する法律 て(同条第十一項に係る部分に限る)、都市緑地法の一部 は平成三十一年十月一日、 ただし、附則第六条については 附則第二条は 第九項の次に次の二項を加える改正規定となっておりまし 則 (平成二十九年法律) 附則第三条は、 第四条は軽自動車税に関 町民税に関し新条例における適用条例の 所有者以外の第三者が原因の場合は、 附則第七条の二は第十一項を第 固定資産税に関する経過措置で、 の施行日 公布 する経過措置で、  $\mathcal{O}$ 貝 の日となっており 附則第五条に 軽自 言を改正 十二項 について 軍に 新 過

ます。

ただきます。以上でございます。 以上、少し早くなりましたが、改正条例の補足説明とさせてい

)議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田太郎君) 十三番 水谷久美子君

○十三番(水谷久美子君) 十一ページなんですけれども、十一ページの二行目、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日ですので、起算して四年を経過する日を賦課期日とする固定資産税について起算して四年を経過する日を賦課期日とする固定資産税について上がの二行目、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日からい。

〇議長(吉田太郎君) 古川税務課長、答

またいろいろと変わってくることがあるかと思います。 くると思われますが、今条例ができたばかりでございますので、が、今言われたように実際のところはそういう形の計算になってO総務部税務課長(古川一夫君) 水谷議員の御質問でございます

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田太郎君) 十三番 水谷久美子君。

消されるというふうになりますけれども、今言いましたように、常に被災者に対しても法律の趣旨の安全・安心というか不安が解いという状況の中で、当然発生年日から四年間というふうだと非すけれども、被災年というのは特に災害はいつ起こるかわからなすれたども、被災年というのは特に災害はいつ起こるかわからない。

とをお尋ねしておきたいと思います。 説明なり、どういうふうにというふうな その年の年末ぎりぎりにということになると、 が 適用しないということで、 国のほうではこれらの 議論があったかというこ 丸 一年間 何 か この 充足なり 条例

はどういうふうにこれを理解されるか、 る余地はあるのかどうかということですけれども、 いと思います。 条例に伴ってそういう種の世論が広がれば、 また、 法律ができたばかりということですけれども、 所見をお聞きしておきた また国のほうも考え 担当課として 今後この

#### 〇議長(吉田太郎君) 古川税務 深課長、 自 席で答弁。

〇総務部税務課長(古川一夫君) てきますので、 諤々とやっておるところもあるかと思われますし、 ますが、先ほど私も申しましたけれども、 きればそういうことを即座にやらなきゃいけないということが出 ・ます。 ましてはそういう地域に指定されればというか、 対応等について即座にできるように進めたいと思 今、 水谷議員の御質問でござい 国のほうでまだ喧 そのときに起 養老町といた

#### 〇議長 (吉田太郎君) ほかに 質疑ありません

「なし」の声あり〕

#### 〇議長 (吉田太郎君) 質疑なし لح 認め、 質疑を終わります。

これより討論を行います。

論はありませんか。

[「なし」の声あり]

### 〇議長 (吉田太郎君) 討論なしと認め、 討論を終わりま

これより採決を行 います。

本 案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### 〇議長 (吉田太郎君) 挙手多数です。

本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 〇議長 認について(養老町国 (吉田太郎 君 民健 次に日 康保険税条例 程第五、 承 0 認 第 部を改正する条例 兀 専決 処 分 $\mathcal{O}$ 承

を議題といたします。 明を求めます。

町長より提案理由

0)

説

大橋町長

#### 〇町長 する条例)の説明をさせていただきます。 決処分の承認につい ( 大 橋 孝 君 7 ただい (養老町国民健康保 ま上程を賜りました承認第四 険 税 条例 $\mathcal{O}$ 部を改 専 正

月三十一日に専決処分をしたものでございます。 一日に公布され、平成二十九年四月一日から施行されることに伴 地方税法施行令の一部を改正する政令が平成二十九年三月三十 養老町国民健康保険税条例の 一部を改正 平成二十九年三

分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、 担当課長に補足説明をさせますの +

### 〇議長 (吉田太郎君) 補足説明を髙木住民福 祉部長

#### 〇住民福祉部長兼住民人権課長 (髙木 勉君) それでは、 私 $\mathcal{O}$ ほ

うから補足説明をさせていただきます。

新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思い 資料の後ろから四枚目にあります養老 町 玉 民 ま 健 康 保 険 税 条 例  $\mathcal{O}$ 

者 の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を現行  $\mathcal{O}$ 軽 第二十八条第二号では、 数に乗ずべき金額 減の 同 対象となる世帯の軽減判定所得の算定におい 条第三号では一 を現行 二割軽減の対象となる世帯の軽減 国民健康保険 「二十六万 五千円」 税の軽減措置につ から「二十七万 て、 匹 一十八万 **過判定所** 被保険 V) て

この条例は、平成二十九年四月一日から施行しております。円」から「四十九万円」に引き上げるものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

質是ようりませんか。ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 十番 松永民夫君。

いと思います。 の負担が高くなるのか安くなるのか、その辺を教えていただきたの負担が高くなるのか安くなるのか、その辺を教えていただきたき上げるという文言があったんですが、対象者に対してはこの税の十番(松永民夫君) 今の説明の中で、文言としてそれぞれを引

〇議長(吉田太郎君) 髙木住民福祉部長、答弁。

〇住民福祉部長兼住民人権課長(髙木 勉君) ただいまの松永議

しては税の負担を軽くするということになります。以上でございを広げるという意味合いでございまして、被保険者の方につきま額でございますが、これは低所得者に対する軽減の対象となる枠今回、引き上げという文言になっております軽減所得判定の金

〇議長(吉田太郎君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 九番 田中敏弘君。

○九番(田中敏弘君) 今の数字を改めることによって収入減となる

〇議長(吉田太郎君) 髙木住民福祉部長、答弁。

〇住民福祉部長兼住民人権課長(髙木 勉君) ただいまの

田

中議

員の御質問にお答えをいたします。

額となります。以上でございます。増となりまして、減税の税額といたしましては約八十七万円の増二十一人の増、そして二割軽減の対象者の方が三世帯で十七人の上十七年中の所得をもとにいたしまして試算をいたしておりまと二十七年中の所得をもとにいたしまして試算をいたしておりまら回の改正によりまして、四月一日現在の被保険者及び世帯数

〔挙手する者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 九番 田中敏弘君。

かりますか。今合計で八十何万と言われた。意味おかしいかな。〇九番(田中敏弘君) 今の二つ項目があるわけですが、別々でわ

〇議長(吉田太郎君) 髙木住民福祉部長、自席で答弁。

ては二十三万六千三百六十円でございます。以上でございます。世帯につきましては六十三万一千五十円で、二割軽減に対しまし**〇住民福祉部長兼住民人権課長(髙木 勉君)** 五割軽減の対象者

〇議長(吉田太郎君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(吉田太郎君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(吉田太郎君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(吉田太郎君) 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長(吉田太郎君) 次に日程第六、承認第五号 専決処分の承

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

部を改正する条例)の説明をさせていただきます。 決処分の承認について(養老町消防団員等公務災害補償条例の一共の分の承認について(養老町消防団員等公務災害補償条例の一

たものでございます。 条例の一部を改正し、平成二十九年三月三十一日に専決処分をし、日より施行されることに伴い、養老町消防団員等公務災害補償の正する政令が平成二十九年三月二十九日に公布され、同年四月改正す勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を

十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせますので、

〇議長(吉田太郎君) 補足説明を近藤消防次長。

**〇消防次長(近藤清隆君)** それでは、私のほうから補足説明をさ

支給対象をもとに定められております。一般職の職員の給与に関する法律により、扶養手当の支給額及び額及び加算対象については、国家公務員の給与・手当等を定める「基準政令」)において、損害補償の算定の基礎となる額の加算非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(以下

とを受け、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対昨年十一月に一般職の職員の給与に関する法律が改正されたこ

条例の一部を改正するものでございます。象区分が改正され、これに伴い、養老町消防団員等公務災害補

償

一日から施行されるものでございます。次に、施行日につきましては、この条例は、平成二十九年四月

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

〇議長(吉田太郎君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉田太郎君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

〇議長(吉田太郎君) 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました

〇議長(吉田太郎君) 次に日程第七、承認第六号 専決処分の承

号))を議題といたします。

大橋町長。

町長より提案理

由

の説明を求めます。

決処分の承認について(平成二十八年度養老町一般会計補正予算 〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました承認第六号 専

今回 (第九号) 年三月三十一日付 1の補正 予算総額 )<br />
につきまして、 ・予算は、 を百九億八千百 歳 で専決処分をしたものでござい 入歳出それぞれ その概要を説明させてい 六万一千円とするもの 一億七百十万三千円 で、 ただきます。 [を減 成二

ござい 譲与税や地方 ロジェクト事業など、 スマートインターチェンジ建設事業や養老改元一三〇〇年プ な補正の内容は、 、ます。 交付税、 県支出 各事業の事業費の確定に伴うものや、 養老改元一三〇〇年事業基金積み立て 金 一などの交付 額 0 確 定に伴うも 地方 Ō  $\mathcal{O}$ で ほ

○議長(吉田太郎君) 補足説明を田中総務部長。 ので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。 詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足を説明させます。

務部関係の補足説明をさせていただきます。 〇総務部長兼総務課長(田中信行君) それでは、私のほうから総

うち七百三十 目ふるさと応援基金費では、 納税寄附金七十二万七千円を充当するため財源更正を行 で委託事 画 念品発送業務委託料などで七百三十八万七千円を減額し、 納税推進事業で寄附金額の てる予算を計上しておりまし 『費では、 最初に、 款二総務費、 七十万 養老改 説明欄二 十四ページの歳出から ケ 方円 円 0 元 |を減 項 ーブルテレビ 入札差金により委託料二百二十七万一千 一三〇〇年 を基 一行目、 総務管理費 額 金に 中事業寄 養老改元一三〇〇年プロジェクト +積 減額に伴 るみ立 たが、 九目 当初予算では寄附金の全額を 行 政 目一 1養老改 附 てるため、 情 説明させていただきま 寄附 E金九百 報番 ľ, 般管理費では、 楽天市場出店手数 元 金 組 四十五 総額 作成事 一三〇〇年事 当初予算との ず業に、 一万円を基金 千三十二万円 Š 業 円 ふるさと 六目 |を減 基 るさと 差 十七 る立立 額 事 額 業 企

み立てるため同額を増額いたしました。

するため、 災無線等管理 次 財源 七ペ 更正 事業にふるさと納税 ] -ジの款-を行 九消 いました。 防 費、 項 寄 附 金九十九万三千 消 防費、 一目防災 人費で

次に、歳入について説明をさせていただきます。

補正したものでございます。ましては、それぞれ交付額が確定しましたので、その過不足額を、カページの地方譲与税から十一ページの地方交付税までにつき

より、 たが、 しました。また、 ざいますので、 り減額となりまし 万円は基金に積み立てを行 地 百八十二件、二十八年度四百六件と七十六件の減少でござい 附 金では、 域経営の推進 次に、 ふるさと納税寄附 それぞれ輝く人のまち、 寄附金の 件当たりの寄 十二ページの款十六寄 養老改元一三〇〇年事業寄附 当 返礼率を一 の各事業に総額で三百二万円を充当 て、 寄附金の充当について 初予算との差額二千六百六十八万円を減 二十八年度寄附金額は一 金 附金額が減少となるなど、  $\widehat{\phantom{a}}$ 割 ており 般分) 活力のあるまち、 から約三割に引き上げた影響などに 附 金、 ´ます。 では件数的には二十七 項 は、 金 九百 寄 寄 附 千三 金、 安心・ 附者 兀 当初の見込みよ + 一十二万 五万円 0 御意向に沿 目 安全なまち 七 総 刀円でご 百三十 額 年 を まし 度

金 次 款十七日 財 源調整として八千二百四十万九千円 操入金、 項 基 金繰 入 金、 目 を減 財 政 (調整基 額 たし 金 まし 繰入

備 方債 億四千 戻 事 業 つていただいて六ページの  $\mathcal{O}$ 債 借 で限度が 百 入 九十 額  $\mathcal{O}$ 額 万 確 円 を 定 千七百三 社会資本整 補 正 予算 一十万円 0 備 第 修 総合交付 正 表 増 などに伴 額 地方債補 金事業債 補 正 後 地 方道 で  $\mathcal{O}$ で 限

とするものでございます。 (額を一千七百五十万円減 額 補 正 後 の限度額を六千五 + 万 円

上で総務部関係 の補足説 りとさせていただきます。

#### 〇議長 (吉田 太郎 君 補足説 説明を髙 木住民福 祉部長。

〇住民福祉部長兼住民人権課長 (髙木 勉君 それでは、 私  $\mathcal{O}$ ほ

うからは住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。 まず、 御

は、 るため、 祉事業寄附 総務費、 二十万六千円を増額い 十四ペ ージの歳出 項 金 総務管理費、  $\mathcal{O}$ 御寄附 から だありましたので、 たしました。 十八目まちづくり整備基金費で .説明させていただきます。 基金に積 み立 7

減  $\mathcal{O}$ 額い 次に、 行額が確定しましたので、 充当により、 たしました。 款四衛生費、 財源更正をいたしました。 また、 項二清掃費、 塵芥処理費では、 分別回 一目塵芥処 収事業費百九十九万二千円 ふるさと納 理 一費では、 税 事 寄 業 附 を

次に、 十六寄附金、 十二ページの歳入について御説明申 寄附金、 三目民生費寄附金について し上げます。 は、

福

後、 なお、 祉事業にと御寄附をいただいた二十万六千円を増額いたしました。 平 この寄附金は、 成二十九年度の補正予算で の財源更正をしたいと考えております。 ひとまずまちづくり整備基金に積み立てた (仮称) 養北ことば 0 教 室

以上で住民福 祉 の補足説明とさせていただきます。

績

により、

九

十七万二千円を減額

1

たし

まし

た。

る備品購入費

### (吉田太郎 君 補足説明を桐山産 業建設部長。

〇産業建設部長兼水道課長 設部に関する補 正予算の補足 (桐山 説 説明を申 則君) し上げます。 それでは、 私 カ 6 産

初 一の説明 をさせて V ただきます。

 $\mathcal{O}$ ス路 十四四 線 1 維 -ジの款| 持事業では 二総 務 費、 路 線 項 バ ス 使用料の 総務管理 増 収 伴 目 企 画

> 減 所 から 額 たし 0 補 まし 助 申 た 請 額 が 減 少したことにより、 三百二十六万八千

た。 税寄附金からの 七 目地 域 振 興 費のオンデ 充当により五十 7 ンド 九万円 バ ス運 0 行 財源更正をいたしまし 事 業 は、 ふるさと

しました。 は、 款四衛生 汚泥の 収 費 集 項二清! 運 搬 量 一の減 掃 費、 少に伴い、 目 コ ? 委 ユ 託 ニティプラント 料三 百 万円 を減 管 理 額 費

した。 対策支援事業の対象頭数の減により、 映 機構集積協力金交付事業費では、 設置工事の入札差金により百二十万二千円を減 振興費の就業改善センター 次に、 する面積 兀 目畜産業費の酪農振興対策支援事業では、 + ・五ページの  $\hat{\mathcal{O}}$ 減 少により、 款六農林水産業費、 百八十二万五 維持管理費で 新規集積面積として交付 三十九万円を減額いたし 千円を減額 は、 項 事 農業費、 効率的後継牛確保 額 務 いたしまし 室 いたしました 和 室 目 額 た。 に 調 農 ま 反 機

費の事業額変更等によ 被害防止総合対策整備事業補助金や野 項二 一目林業整備費の林 一林業費、 目 林 り、 業 道 振興費の有害鳥 維持管理費では、 百六十八万六千 生獣 獣駆 緊急林道 円を減額 被害集落緊急支援事 除 事業費では、 道 いたしました 修 繕箇 所  $\mathcal{O}$ 実

+新 び エクト 万 築事業費 養老山頂 次に、 千七十三万七 一千 户 事 款 業 0 登 ť 入札 養  $\mathcal{O}$ 山 商 老公園 中 道 工 -で養 費 千 差金六十七万二千円、 維持管理費では、 円 項 老 滝 公園 直 前 商 江 店舗修景等事 [滝前遊 工費、  $\mathcal{O}$ 滝 三目 歩 東 森林 道 海 養老改 :散策; 業費では事業費確 自然歩道 観 整 光費の 備 道 事 ・業費の 整 元一三〇〇 備 沢田公衆 東 事業の 海 入札 自 然 歴定に伴 差金九 车 F 歩 イレ 事 道

万五千円減額いたしました。 負費の入札差金六十一万七千円、それぞれの合計一千二百二十五

九 ユ 十七万七千円を減額 総 ル の見直  $\hat{O}$ 十六ページの 道路 台帳! しにより、 関 款八土 V 係費では たしました 平 -成二十八年 木 費、 町 項二 道 網 道 度 の見直しに係る事 路橋梁 の業務量が 費、 減 目 道 ス 路 百 ケ 橋

予測され 減 に 除 額い 雪、 係る委託費の支出 目 たしました。 道路橋 凍 統結防 たため補 梁 止 前散布 維 持費の除雪対策費で 正 が に 予 により に係る委託費につ 測を下 増 額 を行 回ったため、 いましたが、 は、 いて当初予算を上 例年より 六百六十五万七 その り降雪量 が後、 口 が [ると 多く、 円

十五 十五 は、 千円 事 金により二百六十万円を減額い 務委託 |を減 万円 |目道路橋梁新設改良費の 町 万九千円を減額 用 道 地 [を減 の除 買収 額い 業務及び道路改良工 芦範囲 の範囲 額 たしました。 いたしました。 0 いたしました。 0 減少 確定やエ ノや委 ス マー 事の 簡 託 事 たしました。 易 入札 業  $\mathcal{O}$ 1 舗 東海 入札 者 インターチェ 装工事費では、 0 差金等により七 選 環状自動車 差金等により一千三百 定 道路新 注結果に ンジ 道促 設改 工 ょ 9 建 百 事 進 設 十 良  $\dot{O}$ 人費では、 事 入 万五 業で 百 業 札 兀 差

五. 項 千円 三河 [を減 水機 荊 費 額 場予備設計委託業 いたしまし 目 悪 水路維持 務 費  $\mathcal{O}$  $\hat{o}$ 入札 悪水路維持費では、 差金により、 百 南 五. 直 + 江 浸

より二 款 七ページの項五 九 件数 百 消 良住宅に係る法 1万円減 防 が減 項 額 たことに たし 消 的 防 費 ま 措 目 ょ L 置 住 た。 宅管 兀 1) の件数が予定件数を下 匹 目 理費の 水防 百 町 1万円減 営 費の 町 改 額 良住宅補 営 水防 管理費では たし 改良 しました。 回 住 修 費で

> 円減額いたしました。 団員の出動を要する事態が発生しなかったことにより、百二十万

続きまして歳入について御説明申し上げます。

八 助 八万八千. 金 + では <u>~</u> ~ 茁 増 事 ジ 額い 業 0) 0 款 たし 確定に伴 + 四県支出 ました。 11 金 地 項 方バ ス 県 路 補 線 助 維 金 持 費補 目 助 総 金 務 費 県

業費の 野生獣被害集落緊急支援事業費補助金を百五十 しました。 たしました。 鳥獸被害防止 事 ,業補; 力金交付 目農林水産 三助金を十-確定に伴い六十 二節 事業 ま 総合対策整備事業補助 人費補助 た、 林業費補 九 業費県 万五 清 千円、 補 一万七千円減 流 金 助金 を百 の国ぎふ森林・ 助 金 それぞれ事 で 八 十二万五 は、 節 農業 額 金を百十一 補 いたしました。 助 環境基· · 業 の 費補 金 千  $\mathcal{O}$ 円 事 確 助 万一 定に伴 金事業補 八万七千 業採択変更 金 酪農振興 千円 は 茁 助 対 増 減 金を 減 額 に 額 構 文援 額 集 事

阜県 額により、 ステージ改修事 海自然歩道沢田 三百八十万円 備 補助金三十万二千円、 五. 清 目商工費県補 流  $\mathcal{O}$ 国ぎふ推進: 県営公園誘客推 業及び 額 公衆トイ 助 た 金 一では、 しました。 養老公園滝前遊 補 助金が交付さ それぞれ減額い レ新築事業費の 進 養老公園 事業費補助 れ 歩 滝 前店 ることに 道 減 金 たしまし 額によ 整備 五. 百 舗 + 事 修景等事 業に なり た。 り、 万九 また、 自然環 対 ま 千 業 円、 て、 費 た 境  $\mathcal{O}$ 岐 外 整 東 減

次に、 金繰入金を三百 ニティ・プラント ] 万円 ジの 事 減額 款 業基金繰入金で 十七繰入 たしました。 金、 は、 項 委 基 金 託 料 繰  $\mathcal{O}$ 入 減 金 額 六 伴 目

び 正 時 十三ペ  $\mathcal{O}$ 科 年 目 度 ージの 誤 0) り 町 単 に 伴 工 款 事と交付金事 二 十 町 地方道路等 項 業 整 0 町 完了 備 債、 事 業債 と起 目土木債 債 額 千 0) 確定及 七 で 百三

円減額いたしました。 十万円増額し、社会資本整備総合交付金事業債を一千七百五十万

きます。 以上で産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただ

〇議長(吉田太郎君) 補足説明を佐藤教育委員会事務局長。

# 子君) 失礼いたします。それでは、私のほうから教育委員会関〇教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(佐藤昌

係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳出について説明申し上げます。

寄附金を五万円充当しております。
万円を減額いたしました。なお、財源更正として、ふるさと納税なかったことに伴い、賃金において予算現額との差額三百二十五平成二十八年度に予定をしておりました給食調理員の確保ができ十七ページ、款十教育費、項二小学校費、一目学校管理費では、

を減額しております。給食調理員の確保ができなかったため、賃金で百四十六万八千円給食調理員の確保ができなかったため、賃金で百四十六万八千円また、十八ページ、項三中学校費、一目学校管理費でも同様に

を充当しております。
ております。財源更正として、ふるさと納税寄附金の六十五万円
施設計業務委託料の入札差金として百十四万八千円を減額いたし
町民体育館耐震大規模改修工事及び池辺町民体育館解体工事の実

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 十三番 水谷久美子君。

いうふうな内容なのかについてお尋ねをしたいと思います。れども、平成二十七年、二十八年度では協力事業者の動向はどうの十三番(水谷久美子君) ふるさと納税の寄附金の一般分ですけ

った理由についてお尋ねしたいと思います。に補助をしているという内容だと思うんですが、具体的に減になれども、恐らく一キロ単価六円で各種団体が集めている資源ごみ九万二千円の減額ですけれども、この事業費についてなんですけそれから、衛生費の関係ですが、分別回収事業費です。百九十

たいと思います。補正をするということに対しての見解ですね、副町長にお尋ねし提案をされたわけですが、各自治体の一般会計予算において九回最後になりますが、今回の補正は平成二十八年度第九号として

〇議長(吉田太郎君) 田中総務部長、答弁。

問にお答えします。 〇総務部長兼総務課長(田中信行君) ただいまの水谷議員の御質

ます。
りますが、現在は二十四品目までふえているということでございて、当初始まったときは、たしか十なかったような記憶をしておとでございますが、二十八年度現在では二十四品目でございましょるるさと納税の協力していただいている事業者の動向というこ

います。よろしくお願いします。また、現在申し込みも来ておりますので、今後ふえてくると思

○議長(吉田太郎君) 木村生活環境課長、答弁。

〇住民福祉部生活環境課長(木村嘉志君) 先ほどの水谷議員の御

質問についてお答えいたします。

廃棄物の再生可能な資源ということで分別回収事業を実施して

円 円という形で確定いたしましたので、 ては、 六円 実際には九百七十八・八トン、こちらのほうで五百八十七万四千 寸 トンで六円を掛けて七百八十六万六千円という形でしたけ · る団 ?を減額するものでございます。 ま た、 子ども会、 |体について、 年度は 内訳の総重量ですけれども、 成をする事業でございます。 八十九団体ですので一団体減となっ P T 先ほどのとおり助成金が Ą 町 内会、 老人クラブ等合わせ 平 予算としては 減 額として百九十九 成二十八 キロ 年度にお っており グラム 一千三百十一 八十八 万二千 れども、 ´ます。 きまし

うことで、 性団 内 一体のほ それとPT 訳といたしましては、 合計 うが一団体の減、 Aが一団体の増、 寸 体の 減という形になりました。 子ども会の 老人クラブのほうが一 町内会のほうが ほ うが 昨年より 以 団 寸 体の 体 É .. の 増と 団 増 女  $\mathcal{O}$ 

## 〇議長(吉田太郎君) 長谷川副町長、答弁。

○副町長(長谷川 悟君) 水谷議員の御質問にお答えしたいと思

たのは、 そちらのほうが せて補正はせざるを得ないと思い って必要だということで補 やってみえる年度当初にしっかり見積もるべきでは ますけれども、 多分補正回 ておりますので、 分については、見積もれ 反 例えば かという部分もあるということでお答えさせてい すべきだろうと思い 数が多いのが 除雪経費が 重要かと思い 回数というよりも その 実情に合わせて補正もかけ 正し 年 間 、ます。 ってい 題じ -度当初想定 ま たりとか、 ますの ずし、 ないという部分が Þ 昨年度の補 補正を必要とした理由 な いのかとい で、 してい 社会情勢が そのときの ただ先生が たより 正 、う御 回 非常に あるとす 数 てい ない 実 も大雪が降 が多くなっ 趣 常 旨 ただだき しです かと思 か Þ とい . 合 わ お Á

たいと思います。

[「議長」と呼ぶ者あり]

战人(古田太郎君) 十三番 水谷久美子君)

先日、 にあって、そういう条例に基づいて適切 養老町は特に多いのではな 美しいまちづくり条例や施行規則の中には、 に散乱をした管理をしておられると。 なというふうに思っているわけです。 体も結構ああいうボックスが設置されているわけですけ うたわれているわけで、 るのではないかと心配するような集積の実態もあるわけで 額 の方がそこを利用されている姿を非常に多く見るわけです るところに民間 ただきましたけれども、 の減になっているのではな そういうふうなこともこの減につながっていて、 第二次一般廃棄物処理基本計 (水谷久美子君) 0 資源 回収の事業ボックスがあって、 やはり今後またふえる傾向、 そこでも御指摘 分別回 いかなと思うくらい本当に至るところ いかなと思うんです。 収 画 もしかしたら火災に 0 な指導も必要ではない したんです 説 明を全協 0 勧告とかいろいろと 関 係 が、 です  $\mathcal{O}$ どこの 中 寸 カコ け 体 町 な れ け ŋ は  $\mathcal{O}$ 内 自治 非常 助 な 町 が

こういうふうなことが進めば、 うことも聞 めておきたいと思いますし、 そういう火災や、 は この ろいろなところにも ないということでございましたけ 大垣市に 基本計画 今申し上げましたような現 < わ お け いては今年度この 0 ですが、 また犯罪に 説明 の折には、 財 源が少なくなるわけ この こつながらた キロ六円という単 先ほど 補助 単 町 いれども、 状もあるわけ 民と設置事業者との 0 価 申し 単 を二円くら ない 価 まし 0 ような適切な対応を Þ 金額 で、 た子ども会とか、 価 は いですので、こり町内を見る 引き上げとい に 金 削減し 一額です トラブ したとい け ぜひ 渡し

たいと思います。この単価六円に対しての見解といいますか、お考えを伺っておきようなことも求められてくるのかなということも思うわけですが、

〇議長(吉田太郎君) 木村生活環境課長、自席で答弁。

# 〇住民福祉部生活環境課長(木村嘉志君) ただいまの水谷議員(東: 21-1-12-13)

 $\mathcal{O}$ 

御質問にお答えさせていただきます。

るというあれはとってあります。そちらのほうの 民 こちらのほうにおきましても、 が 年 対応できるような形をとらせていただいております。 ったこともあり、今では軽トラックの回収ではなく無料 -の共稼ぎなどの家庭がふえたという時代ニーズにそぐわ .からの通報があり次第、すぐに環境パトロールの人間に手 置かれているという現状をうち 無料回収ボックスの整備という形で、 ごみ等の散乱が起きた場合には住 のほうでは把握しており こちらのほ 問題 等 つますが、 ・ツクス うは は はすぐ 記す 近

んので、よろしくお願いします。今のところそういう形での引き上げということを考えておりませいうことで、安いほうではなく割と高いほうでございますので、均が四・八円ということで、これにおきましては市町村の一般的な平でございますが、西南濃管内におきましては市町村の一般的な平また、もう片方の一キロ当たり六円の助成についてということ

## ○議長(吉田太郎君) ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

## 〇議長(吉田太郎君) 二番 岩永義仁君

〇二番 ようになさっているのかとい 年度が始まっております。 不足して、 (岩永義仁君) その分減額になっておるわけですけれ 教育費関係ですけれども、 うの 現在、 を教えていただきたい 影響等、 そのフォロ 今回、 給食調 0) をどの 既に

> ただきたいと思います。 法ですとか、新しい方法を何か考えている部分があればお教えい人が足りない分ですね。今後どうやって集めていくか。募集の方ような社会情勢の変化があるわけですけれども、このような中でう一点、これまでの働き先の不足から、今、働き手の不足という

〇議長(吉田太郎君) 佐藤教育委員会事務局長、答弁

# ○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(佐藤昌

四月から一名入っていただけたので、 三名欠員だったんですが、一名が三月から入っていただけたのと く状態であります。 りでございます 病気で欠員 定している数として、 も園のほうで自己炊飯されるということで、 今まで幼稚園分を小学校でつくっておったんですが、 すけれども、 員としては間に合っている状態なんですけれども、 最終的に新しく職員としては、 0 実はことしの四月以降、こども園に移行した関係で 職員が が 出ておりまして、 ハ 中学校で結局二名少ない状態で、 口 ワークですとか広報で募集をかけてい 先ほどの小学校二、 ١ ا 今急遽という形で従前どお タル一名足りないんで 最終的に調理 中学 それがこど 実はやはり ただいま 員 校

が りと言いましょうか、 かなか議員おっし 採用する方向で努めて 込みが、 ない状態になっており やるとおり、 そういった中でもお声がけをして 1 きたいと思っております。 調 ま 理 すが、 員に ついての募集 調 理員さん んのつな は かけ

### [「議長」と呼ぶ者あり]

〇議長(吉田太郎君) 二番 岩永義仁君

〇二番(岩永義仁君) もう一点だけお願いします。

例えば報酬の引き上げ等の考えというのはありますかね。

○議長(吉田太郎君) 佐藤教育委員会事務局長、自席で答弁。

〇教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長(佐藤昌

まで低い単価とは思っておりませんので、当面今の金額のほうで経緯がございます。ただ、他市町等の単価と比べましても、そこ子君) 調理員につきましては、二十八年度に単価を上げている

行く予定をしております。以上です。

〇議長(吉田太郎君) ほかに質疑はありませんか

〔挙手する者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 九番 田中敏弘君。

〇九番 思います。 思うと進捗率もちょっとなえているなというようなことで、 協力金ということで、 でぼつぼつ議論されておるところですが、こういったことで町内 土地改良法を改正して基盤再整備というような機運も国会のほ 現 状の集積率というか、数字が出ましたら、 (田中敏弘君) 事業が減ったということで、一 款六の農業水産費の関係ですが、 面 温積と伺 時 機構集積 のことを た

〇議長(吉田太郎君) 伊藤農林振興課長、答弁。

〇産業建設部農林振興課長 集まりませんでした。 二十八年度は大幅に一昨年に比べると集積が下がりました。 御質問に回答させていただきますが、 うな面積が集まりましたが、 六年度に約五 十ヘクタール、 機構の (伊藤幸広君 そして二十七年には 助成の制度が若干変わっ 昨年度も約五十ヘクタールほどしか まず機構集 ただい 五. 積、 まの 一百を超えるよ たことがご 確かに昨年 田 中

・・・さきく当初予算に比べれば実績額としては減ったという経緯でござきく当初予算に比べれば実績額としては減ったという経緯でございまして、大ざいまして、集積が進まなかったという部分がございまして、大

ますし、ただ、面積のほうは今言いました概算の りまして、全体としては六割を超えておるんですけれども、 うことでございますが、 ただければと思います。 総量としてはまだ三○%を切る程度の数字だったと記憶しており ただ、いまだに農協さんの転貸とか相対という部分が含まれてお できませんけれども、 二点目の、 養老町として大体どのくらい 機構自体の集積としては約三○%弱です。 以上でござい 正確な数字のほうはちょっと今お答えは ・ます。 集 面積で 積 があるかとい

战長(吉田太郎君) ほかに質疑ありませんか

〔挙手する者あり〕

〇議長(吉田太郎君) 五番 三田正敏君。

○五番(三田正敏君)○五番(三田正敏君)○五番(三田正敏君)たの底上げになった要因というのは何なのかというお考えをお聞っているのか。もしくは全体に底上げになっているのか。が増収になったのか。もしくは全体に底上げになっているのか。たの底上げになったという説明がありましたが、どこの路線が増収ということで持ち出しのほうが三百二十の世界

)議長(吉田太郎君) 田中建設課長、答弁。

要因といたしましては、購入単価の大きい回数券の購入が四%、

が 定期券の購入が大垣多良線で三%、 主な理由だというふうに考えております。 海津線で五・四%増加 以上でござい がしたの

[挙手する者あり]

#### 〇議長 (吉田太郎君) 五番三 田 正 敏 君

〇五番 聞かせていただければありがたいと思います。 というお考えを今後持っていくのか、その辺のお考えもち その辺を踏まえて見直しをしていくとか、対策を一部修正 るような報告でございますが、養老町のオンデマンドバス事業を (三田正敏君) 特に海津線のほうで大きく増収になってい したり ょ らつと

### 〇議長 (吉田太郎君) 田中建設課長、 自席で答弁。

〇産業建設部建設課長

(田中一也君)

失礼しました。

では具体的に考えというのは特には考えておりませんが、 してまいりたいというふうに考えております。 はりオンデマンドバス、それと鉄道、 今の議員の御質問に対してですけれども、まだ今現在のところ あわせて協議をして、 以上でございます。 今後や 検討

〇議長(吉田太郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (吉田太郎君) 質疑なし ع 認め、 質疑を終わります。

れより討論を行います。

論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長 (吉田太郎君) 討論はなしと認め、 討論を終わります。

これより採決を行います。

案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### 〇議長 (吉田太郎君) 挙手全員です。

本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

〇議長 正予算 認について (吉田太郎君) (第三号))を議題といたします。 (平成二十八年度養老町介護サ 次に日程第八、 承認第. 1 七号 ピ ス事業特別 専決処 分のの 承

町長より提案理由 の説明を求めます。

大橋町長

〇町長 せていただきます。 特別会計補正予算(第三号))につきまして、 決処分の承認について(平成二十八年度養老町介護サービス事 (大橋 孝君) ただいま上程を賜りました承認第七号 その概要を説明さ 業 専

算総額を一千三百三十五万八千円とするものでございます。 の会計処理の適正化を図るための必要額を計上いたしました。 今回の補正につきましては、介護予防支援プラン作成委託業 今回の補正は、 詳細につきましては、 歳入歳出それぞれ五十七万九千円を追加 担当課長に補足説明をさせますので、 務 子 ょ

〇議長(吉田太郎君) 補足説明を高橋健康福 祉

ろしくお願いをいたします。

〇住民福祉部健康福祉課長(高橋正人君) 失礼いたします。

最初に、 それでは、 七ページの歳出について御説明申し上げます。 私のほうから補足説明をさせていただきます。

しました。 分を平成二十八年度で支出するため、 支援事業費では、 総務費のサービス事業費の介護予防支援事業費、 介護予防支援プラン作成業務の三月分の年度区 五十七万九千円を増額いた 目一介護予

費収入四十九万七千円を増額 サービス収入の介護予防給付費収入、 次に、六ページの歳入につきまして説明させていただきま Ĺ 繰越金の繰越金、 目一介護予防サー 目 繰越金 - ビス計

のであります。 前年度繰越金で歳入全体で不足する財源八万二千円を充当するも

以上で補足説明とさせていただきます。

## 〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり]

# 〇議長(吉田太郎君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

R論はありませんか。

[「なし」の声あり]

# ○議長(吉田太郎君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## 〇議長(吉田太郎君) 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

# 〇議長(吉田太郎君) 次に日程第九、同意第一号 固定資産評価

なお、本案は同意の人事案件につき、提案理由の説明後、質疑

を行い、討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

# 〇町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました同意第一号 固

地方税法第四百四条第一項の規定に基づき、固定資産評価員を定資産評価員の選任同意について御説明をさせていただきます。

ます。
たに固定資産評価員に選任するため、同意を求めるものでございたに固定資産評価員に選任する知識及び経験を有する次の者を新定に基づき、固定資産に関する知識及び経験を有する次の者を新固定資産評価員が異動したため、地方税法第四百四条第二項の規設置しておりますが、平成二十九年四月一日付の人事異動により、

よろしく御承認をいただきますようお願い申し上げます。

## 〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

# ○議長(吉田太郎君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この採決は挙手によって行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## 〇議長(吉田太郎君) 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

〇議長(吉田太郎君) 次に日程第十、議案第三十四号 養北こと

(仮称) 建設工事請負契約の締結に

ついてを議題といた

します。

なお、

本案は提案理由の説明後、

疑、

討論を経て採決を行い

ばの教室

ます。

打 亳

## 大橋町長。町長より提案理由の説明を求めます。

〇町長

(大橋

孝君)

ただいま上程を賜りました議案第三十四

養北ことばの教室(仮称)建設工事請負契約の締結についての

説明をさせていただきます。

養北ことばの教室(仮称)建設工事については、養北小学校の

南側に児童発達支援事業所を建設するものであり、養老町議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二

の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約内容の詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせま

すので、よろしくお願いをいたします。

○議長(吉田太郎君) 補足説明を高橋健康福祉課長。

〇住民福祉部健康福祉課長(高橋正人君) それでは、私のほうか

ら説明をさせていただきます。

で、飯田地区に養北ことばの教室(仮称)を建設し、支援を拡充りますが、利用申請が多く、支援が十分でない状況でありますの現在、高田地区のことばの教室では、児童発達支援を行ってお

その内容を御説明申し上げます。

するものであります。

一、契約の目的、養北ことばの教室(仮称)建設工事

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、一億四百七十六万円。税込みでございます。

契約の相手方、岐阜県養老郡養老町蛇持二十一番地、株式会社

佐竹組、代表取締役 佐竹武。

工期は、本契約締結の日から平成三十年二月二十八日まででご

工事場所は、養老町飯田地内

ざいます。

工事概要は、建築、電気設備、機械設備新築工事など。

建築面積は、二百五十八・六十八平方メートル。延べ床面積は

百四十五・六十八平方メートル。

以上で補足説明とさせていただきます。

〇議長(吉田太郎君) 説明が終わりました

ただいまより質疑を行います

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

〇議長(吉田太郎君) 十番 松永民夫君。

ことと、それから二カ所に分かれて利用するということで、どのでございましたが、どのくらいの利用者がふえておるのかという大きくふえておるということで、二カ所にするというような説明の十番(松永民夫君) 今の説明の中で、ことばの教室の利用者が

〇議長(吉田太郎君) 高橋健康福祉課長、答弁。

ていくのか。二カ所の利用状況の考え方をお尋ねような割り振りで利用者を選定していくのか。利

7ねいたします。利用者を利用さ

〇住民福祉部健康福祉課長(高橋正人君) ただいまの松永議員の

御質問につきまして御回答申し上げます。

ね一カ月三回程度の支援回数ということでございます。年六十名程度ございます。また、利用回数のほうですが、おおむ現在の高田のことばの教室の利用登録者数でございますが、例

てございます。以上でございます。 便性を考えまして、柔軟に対応してまいりたいというふうに考え利用者の方の住所、または保護者の方のお勤め先など利用者の利うような利点がございまして、その割り振りにつきましてですが、今回二カ所にすることによりまして、支援回数をふやせるとい

〇議長(吉田太郎君) ほかに質疑はありませんか

(「議長」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田太郎君) 十三番 水谷久美子君。

〇十三番(水谷久美子君) 本来なら請負契約の締結という点で質

した。 も、先ほど町長は、児童発達支援所というふうな言い方をされま 疑をしなければいけないとは思いますが、工事名なんですけれど

も、こういう名称でいいのかどうか、その点についてお尋ねをし び要望などについては、この養北ことばの教室、 うなこれからいろいろと子ども・子育て会議で議論される提言及 とがとても大切だというようなお話がございました。そういうふ ばの教室をもっと広げた形で行うと。療育センター的な要素を持 聴させていただいて、 ておきたいと思います。 ったものにしていくのではないかというふうな議論をしていくこ せていただいてよかったなあと思ったんですが、その中で、 実は、 きのう子ども・子育て会議 非常に建設的な意見なんかが出て、 の新年度第一 仮称ですけれど 回目の会 傍聴さ 議 を傍

〇議長(吉田太郎君) 高橋健康福祉課長、答弁。

# 〇住民福祉部健康福祉課長(高橋正人君) ただいまの水谷議員の

まず、療育センターというような御発言でございましたんです御質問に対しまして御回答いたします。

で実施するに当たりましては、現在の児童発達支援事業所というにつきましては医療を伴うような施設でございまして、町レベルーつ児童発達支援センターというのがございますんですが、これが、現在、児童発達支援事業所の上位のところで、岐阜のほうに

ところが精いっぱいのところではないかというふうに考えてござ

ようにしてまいりたいというふうに考えてございます。ープ支援を行っておりますが、これは引き続き十分支援ができるただ、支援内容につきまして、現在、個別支援、それからグル

あと、名称につきましてですが、また三月議会までに設置条例

申し上げたいというふうに考えてございます。以上でございますなど上程する予定でございますので、その中でまた上程して議論

議長(吉田太郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉田太郎君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(吉田太郎君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

## 〇議長(吉田太郎君) 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

冉開は十一時二十分よりといたします。

(午前 十時五十九分 休憩)

午前十一時

二十分

再開

〇副議長(田中敏弘君) それでは、休憩を解き、再開いたします。

〇副議長(田中敏弘君) ただいま休憩中に吉田太郎議長から議長

お諮りします。

0

辞職願が提出されました。

本日の日程を変更して、議長の辞職許可についてを先議いたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり〕

〇副議長(田中敏弘君) 異議なしと認めます。

) 1。 よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しま

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。これより議案等の配付をいたします。

[追加議案配付]

〇副議長(田中敏弘君) それでは、追加日程第一、許可第一号

議長の辞職許可についてを議題とします。

**∞を求めます。** 地方自治法第百十七条の規定によって、六番 吉田太郎君の退

〔議長 吉田太郎君 退場〕

〇副議長(田中敏弘君) お諮りします。

か。 議長の辞職について、これを許可することに御異議ありません

[「異議なし」の声あり]

〇副議長(田中敏弘君) 異議なしと認めます。

ました。 まの辞職については、これを許可することに決定しまって、議長の辞職については、これを許可することに決定し

[六番 吉田太郎君 入場]

**D副議長(田中敏弘君)** ここで、辞職されました吉田太郎君の御

挨拶をお願い申し上げます。

をいただきまして、第六十二代議長という大役をお受けいただき○六番(吉田太郎君) 昨年の五月十七日に議員の皆様から御支援

ました。本当にありがとうございます。

さんには議会活動に対して、本当にいろんな方々からも御支援いの責任感がございました。いろいろな人と出会い、特に議員の皆今思えば一年間どのような形で議長の大役をするかが自分なり

ていただきました。とのそうした出会いがありまして、本当に、僕なりにも勉強させ岐阜県の市町村議長さんにもいろんな形でお会いし、いろんな方ただいたことは僕にとっても大きな支援になりました。そして、

屋のナナちゃん人形とかいろんな形でPRもしてきました。 議団体の方、 ています。そして、岐阜県中の皆様方と、 りにもその機会を与えていただきまして、 成長したなと思いました。 ことを痛感しました。この一年間、 をするのは大変だなあということ、 御苦労さまですと、そうした声を聞いて、 は将来にとって大事なイベントであります。 れるようになりました。 に徐々に一三〇〇年祭への、 で盛り上げたらいいかということで、いろんな会議、そして名古 ○年プレイベントとか、いろんな形で一三○○年をどのような形 そして、 昨年から、 住民の方、あちこちへ行っても、 その前からですけれども、 養老町にとってこの養老改元一三〇〇 皆さん方のいろんな形で応援してく 本当に自分なりにも少しでも そして重みもあるなあという また特に養老町の各協 本当にありがたく思っ 本当に議長という大役 そうした中で、 議長さん、本当に 養老改 元

てありがたいと思います。 年後を目指して、孫、 もっと大切な町にしたいと思います。 ひとも成功に導いて、 た。そうしたスタート ニングということで、 そうした中、ことし養老改元一三〇〇年祭が三月二十日オープ 子供たち、 そして養老町が五年後、 すばらしい天候のもとスタートもできまし が切れたということは、 そして皆様方と養老町をもっと 本当に皆様方のお力をかり 十年後、 一三〇〇年祭をぜ さらに百

思いもありがとうございました。本当に僕のほうとしても、こと(議員の皆様方には議員活動並びにいろいろと、そして議会への

いました。(拍手)

## 〇副議長(田中敏弘君) ありがとうございました。

〇副議長(田中敏弘君) ただいま議長辞職の許可により議長が欠

お諮りします。

員となりました。

たいと思います。これに御異議ありませんか。本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたし

[「異議なし」の声あり]

**〇副議長(田中敏弘君)** 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しま

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

ここで暫時休憩とします。

再開時間は後でお知らせします。

(午前十一時二十八分 休憩

(午前十一時 四十分 再開)

O副議長(田中敏弘君) 追加日程第二、選挙第一号 議長選挙に

ついてを議題とします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいか

[「議長」と呼ぶ者あり]

〇副議長(田中敏弘君) 十三番 水谷君。

〇十三番(水谷久美子君) 指名投票による選挙でお願いします。

行うよう発言がありましたので、投票により選挙を行います。 〇副議長(田中敏弘君) ただいま水谷議員より投票による選挙を

では、議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

〇副議長(田中敏弘君) ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に北倉義博君、

岩永義仁君を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

〇副議長(田中敏弘君) 投票用紙の配付漏れはありませんか

「ありません」の声あり〕

**〇副議長(田中敏弘君)**配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

川麓長(日中女仏書) 〔投票箱点検〕

**〇副議長(田中敏弘君)** 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

番議員から順次投票願います。

(投票)

〇副議長(田中敏弘君) 投票漏れはありませんか。

### 「なし」の声あり〕

〇副議長(田中敏弘君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

**○副議長(田中敏弘君)** 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十二票、無効投票一票です。

有効投票のうち、青山貞一君六票、早崎百合子君六票、以上の

とおりです。

この選挙の法定得票数は四票です。青山貞一君と早崎百合子君

の得票数はこれを超えており、同数です。

とになっております。第九十五条第二項の規定を準用して、くじで当選人を決定するこの場合、地方自治法第百十八条第一項の規定は、公職選挙法

引いていただきます。演台までお越しください。 青山貞一君及び早崎百合子君が議場におられますので、くじを

決定するためのものです。のものです。二回目は、この順序によってくじを引き、当選人をのものです。二回目は、この順序によってくじを引き、当選人をくじは二回引きます。一回目は、くじを引く順序を決めるため

平崎百合子君とくじを引いてください。 青山貞一君、 まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。青山貞一君、

[くじ引き]

早

〇副議長(田中敏弘君) くじを引く順序が決定しましたので、報

告します。

す。 一番目、早崎百合子君、二番目、青山貞一君、以上のとおりで 一番目、早崎百合子君、二番目、青山貞一君、以上のとおりで

これより当選人を決定するくじを行います。

一番目、早崎百合子君、くじを引いてください。

〔くじ引き〕

**〇副議長(田中敏弘君)** くじの結果を報告します。

青山貞一君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〇副議長(田中敏弘君) ただいま議長に当選された青山貞一君に

会議規則第三十三条第二項の規定により当選の告知をします。

こで、当選されました青山貞一新議長より御挨拶をお願いし

ます。

○新議長(青山貞一君) ただいまは選挙の結果、議長という職を

円満なる議会運営に努めてまいりたいと思います。議員の皆さん拝命いたしました。大変厳しい選挙の結果であります。より一層

の御協力をよろしくお願いいたします。

差し当たり私ども、さきの吉田議長も言いましたように、一三

○○年まだ始まったばかりであります。これを何が何でも成功裏

でまいりたい、こんな思いでおりますので、議員の皆様どうぞひいましょうが、議会といたしましても最大テーマとして取り組ん口減という大変な問題がございます。いろいろ町長の方針もござ

とつよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(拍手)

〇副議長(田中敏弘君) ありがとうございました。

それでは、青山貞一議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長(青山貞一君) 就任早々ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後一時といたします。

(午前十一時五十六分 休憩)

(午後 一時 〇〇分 再開)

○議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開します。

〇議長 辞職願が提出されました (青山貞一 君 ただい ま 休 が憩中に 田 中 敏 弘副 議 長 か 6 副

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、副議長の辞職許可についてを先

議いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程を変更し、先議することに決定しました。

巌案等の配付をいたします。

よた、本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

[追加議案配付]

〇議長(青山貞一君) それでは、追加日程第三、許可第二号 副

長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第百十七条の規定によって、九番 田中敏弘君の退

場を求めます。

[副議長 田中敏弘君 退場]

〇議長(青山貞一君) お諮りします。

んか。 これを許可することに御異議ありませ 副議長の辞職について、これを許可することに御異議ありませ

[「異議なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について、これを許可することに決定い

をしていくことをここに決意し、

副議長退任の挨拶とい

たします。

たしました。

〔九番 田中敏弘君 入場〕

〇議長(青山貞一君) ここで、辞職されました田中敏弘君の御挨

拶をお願い申し上げます。

〇九番(田中敏弘君) 副議長退任に当たり、一言御挨拶を申し上

げます。

縮めて、 め条例、 でいる。 られていると論評いたしておりますが、 町民の皆様方の課題解決のために常に問題意識を持って議員活動 に発揮しているかは微妙であり、 と議会が緊張感を持ってチェックし合う二元代表制の機能を十分 さに丸のみが常態化し、 ますます重みを増している。 げをもちまして大過なく職責を全うすることができました。 たく思いますし、 町村議会議案の割合は七万議案のうち約九十九・五%に上り、 なめである首長と議会が果たすべき役割は拡大し、二元代表制は ります。 に厚く御礼を申し上げます。 方ならぬ御理解、 さて、ことしは憲法と同じく地方自治法施行七十年を迎 在任中は町長 議員各位におかれましても、 責任を感じておるところでございます。 ある有識者は、 人事案件等の執行側提出原案を修正せずに可決した全 ある統計によりますと、 ほぼ一体化するケースが多々あり、二元代表制が揺らい 初め執 私は今後一兵卒として初心に返り、 御協力を賜りありがとうございました。 行 幾多の改正や分権改革等で地方行政の 議会は追認機関状態となっている。 側各位並びに議員各位 しかし、 ありがとうございました。 平成二十七年度の当初予算を初 現状を再認識され、 もっと存在感を示す議会が 現状は首長と議会が距離を 私も全く同感でござい このようなことか にお 奮起を促し 町 れまして のため、 えてて 首長 ま 玉

ありがとうございました。(拍手)

〇議長(青山貞一君) ありがとうございました。

〇議長 (青山貞一君) ただいま副議長辞職の許可により副議長が

欠員となりました。

お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、 副議長選挙についてを先議いた

したいと思います。これに御異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しま

本日の日程の順次繰り下げをお願いします。

〇議長(青山貞一君) それでは、 追 加日 程第四、 選挙第二号 副

議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

副 .議長選挙については、い かなる方法がよろし ١, か。

(挙手する者あり)

〇議長 (青山貞一君) 十番 松永議員。

〇十番 (松永民夫君) 投票による選挙でお願い します。

〇議長 (青山貞一君) ただいま松永議員より、 投票による選挙

行うよう発言がありましたので、 投票により選挙を行います。

議場の出入り口を閉めます。

、議場閉鎖〕

〇議長 (青山貞一君) ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、 立会人に長澤龍夫君

大橋三男君を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。 投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

〇議長 (青山貞一君) 投票用紙の 記付漏 れはありませんか。

「なし」の声あり〕

〇議長 (青山貞一君) 配付漏 れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

〇議長 (青山貞一君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

番議員から順次投票願います。

投 票

〇議長 (青山貞一君) 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

〇議長(青山貞一君) 長澤龍夫君、大橋三男君、 投票漏れなしと認め、 開票を行いますので、 投票を終わります。 開票の立ち会

いをお願いします。

開

〇議長 (青山貞一君) 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、 有効投票十一票、 無効投票二票です。

有効投票のうち、 大橋三男君十一票、 以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は三票です。 したがって、 大橋三男君が

副 議長に当選されました。

場の出入り口を開きます。

議場開鎖

○議長(青山貞一君)○議長(青山貞一君)○だいま副議長に当選された大橋三男君が

願いします。 ここで、当選されました大橋三男君、新副議長より御挨拶をお

ました。 しました大橋でございます。皆様方には本当にありがとうござい 〇新副議長(大橋三男君) ただいま副議長という重責を拝命いた

ております。

ら、今後養老町のために尽くしていきたいと、そんなふうに思っら、今後養老町のために尽くしていきたいと、そんなふうに思っました。私もそういったことの受け継ぎを十二分に認識をしなが中でも一三〇〇年祭やら、いろんな行政についてのお話がござい中にも一三〇〇年祭やら、いろんな行政についてのお話がございたほど来、町長初め新議長さん、また旧副議長さん等のお話の

をいたします。たいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたいと、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いたわることを皆様方と御協力を願いながら重責を果たしていきまた、ことしは一三○○年祭の真っただ中でございます。成功また、ことしは一三○○年祭の真っただ中でございます。成功

ります。(拍手) 簡単ではございますが、引き続きよろしくお願いします。終わ

〇議長(青山貞一君) 副議長の挨拶が終わりました。

〇議長(青山貞一君) 次に日程第十一、選任第二号 常任委員会

本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会にお委員の選任についてを議題とします。

諮って指名することになっております。任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に本案は、委員会条例第七条第二項の規定により議会において選

したがって、総務民生委員会委員には、北倉義博君、長澤龍夫

美子君、以上の七名を指名します。君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、林輝見君、水谷久君、三田正敏君、早崎百合子君、田中敏弘君、林輝見君、水谷久

田太郎君、野村永一君、松永民夫君、私青山貞一、以上の六名をまた、産業建設委員会委員には、岩永義仁君、大橋三男君、吉

お諮りします。

指名します。

とに御異議ありませんか。
ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員に選任するこ

[「異議なし」の声あり]

O議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

ることに決定しました。よって、各常任委員会委員は、ただいまの指名のとおり選任す

をお願いします。
それでは、直ちに各常任委員会を開催し、正・副委員長の互選

四階北委員会室にてお願いします。総務民生委員会は、四階南委員会室にて、産業建設委員会は

ここで暫時休憩とします。

冉開時刻は後でお知らせをします。

(午後一時十五分 休憩)

(午後一時五十分 再開)

)議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開します。

休憩中に各常任委員会が開催されました。その結果について委

員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員会委員長 早崎百合子君。

○総務民生委員長(早崎百合子君) 総務民生委員会の報告を行い

ただいまの休憩中に、委員全員出席のもとに総務民生委員会を

会しました。

員長には水谷久美子委員が指名推選により選任されました。 協 協 議の結果、 日頃は、 正 委員長には不肖私早崎百合子が投票により、 副委員長の互 選であります。 副

努め、 業の推進など、当委員会としての役割を果たす所存でございます。 だきながら、当委員会に課せられました健全な行財政運営と協働 推進を図りながら、 私は、もとより微力でございますが、 健康で生き生きと暮らせるまちづくりや、 少子・高齢化対策や災害対策などの充実に 委員各位の御支援をい さらなる福祉事 た

よろしく御指導のほどお願い申し上げます。

以上、総務民生委員会の報告といたします。

〇議長

(青山貞一君)

ありがとうございました。

次に、産業建設委員会委員長 吉田太郎君。

〇産業建設委員長(吉田太郎君) 席のもとに産業建設委員会を開催しました。 ただいま休憩中に、 委員全員出

協議事項は、 正・副委員長の互選であります。

委員長には松永民夫委員が指名推選により選任されました。 協議の結果、委員長には不肖私吉田太郎が指名推選によ 9 副

ある産業づくりのため、 委員諸君の協力のもと、 この よろしく御指導のほうお願い申し上げます。 さらに道路体系の整備に全力で努力したい たび委員長の重責を仰せつかり、 安全、 都市生活基盤の強化・充実や企業誘致 快適な住みよいまちづくりや活気 微力ではございますが、 所存でござい

以 上、産業建設委員会の報告といたします。

〇議長 員長の報告が終わりました。 (青山貞一君) ありがとうございました。 各常任委員会委

> (青山貞一 君 次に日程第十二、 選任第三号 議会運営委

員会委員の選任についてを議題といたします。

選任することになっており、 に諮って指名することになっております。 本案は、 委員会条例第七条第二項の規定により、 同条第四項の規定では、 議 議長が会議 会に お V 7

ます。 したがって、議会運営委員会委員には、 田中敏弘君、 松 永民夫君、 水谷久美子君、 三田 以上五人を指 正 敏 君、 吉田 |太郎

お諮りします。

ことに御異議ありませんか。 ただいま指名しましたとおり、 議会運営委員会委員に選任する

[「異議なし」の声あり]

〇議長 (青山貞一君) 異議なしと認めます。

任することに決定しました。 よって、 議会運営委員会委員には、 ただいまの指名のとおり 選

〇議長(青山貞一 君 次に日程第十三、 選任第 兀 号 議会改革

別委員会委員の選任についてを議題とします。

に諮って指名することになっております。 選任することになっており、 本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、 同条第四項の規定では、 議会において 議長が会議

以上六人を指名し 三男君、 したがって、 三田正 敏君、 議会改革特別委員会委員には、 じます。 田 中 -敏弘君、 林輝見君、 岩永義仁君、 不肖私青山貞一、

お諮りします。

ることに御異議はありません ただいま指名しましたとおり、 議会改革特別委員会委員に選

### [「異議なし」の声あり]

## 〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

よって、議会改革特別委員会委員は、ただいまの指名のとおり

選任することに決定いたしました。

# 〇議長(青山貞一君) 次に日程第十四、選任第五号 議会だより

編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

に諮って指名することになっております。選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において

を指名します。長澤龍夫君、吉田太郎君、早崎百合子君、松永民夫君、以上五人長澤龍夫君、吉田太郎君、早崎百合子君、松永民夫君、以上五人したがって、議会だより編集特別委員会委員には、北倉義博君、

お諮りします。

に選任することに御異議はありませんか。
ただいま指名しましたとおり、議会だより編集特別委員会委員

[「異議なし」の声あり]

## ○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

とおり選任することに決しました。
よって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいまの指名の

# ○議長(青山貞一君) 次に日程第十五、選任第六号 養老鉄道存

任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に本案は、委員会条例第七条第三項の規定により議会において選

したがって、養老鉄道存続特別委員会委員には、北倉義博君

諮

って指名することになっております。

一です、水谷久美子君、以上十二人を指名します。早崎百合子君、田中敏弘君、松永民夫君、林輝見君、不肖青山貞岩永義仁君、長澤龍夫君、大橋三男君、三田正敏君、吉田太郎君

お諮りします。

選任することに御異議ありませんか。 ただいま指名しましたとおり、養老鉄道存続特別委員会委員に

「異議なし」の声あり〕

## ○議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

とおり選任することに決定しました。 おって、養老鉄道存続特別委員会の委員は、ただいまの指名の

正・副委員長の互選をお願いいたします。それでは、直ちに議会運営委員会及び各特別委員会を開催し

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は後でお知らせします。

(午後一時五十八分 休憩)

(午後二時三十五分 再開)

## ○議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開します。

その結果について、委員長の報告を求めます。休憩中に、議会運営委員会及び各特別委員会が開催されました。

初めに、議会運営委員会委員長 松永民夫君。

# の休憩中に、委員全員出席のもとに議会運営委員会を開催いたし**〇議会運営委員長(松永民夫君)** 御無礼をいたします。ただいま

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

ました。

委員長には、三田正敏委員が指名推選により選任されました。協議の結果、委員長には不肖私松永民夫が指名推選により、副

浅学非才を省みまして責任の重さを痛感しておりますが、皆様

ほ ますよう鋭意努力をいたす所存でございます。 御協力をいただきながら、議会が活発に、 お願いいたします。 かつ よろしく御 円滑に運営され

Ĭ, 議会運営委員会の報告といたします。

〇議長(青山貞一君) ありがとうございました。

次に、議会改革特別委員会委員長 岩永義仁君。

〇議会改革特別委員長 全員出席のもとに議会改革特別委員会を開催いたしました。 (岩永義仁君) ただいまの休憩中に、 委員

協議事項は、 正・副委員長の互選であります。

委員長には三田正敏委員が指名推選により選任されました。 協議の結果、 委員長には不肖私岩永義仁が指名推選によ 5 19 1 副

議会としての役割を果たしていくため、 的に行い、また町民の皆様の負託に応え得る、町民により身近な よろしく御指導のほどお願い申し上げます。 て、さらに調査・研究を行うなど鋭意努力する所存でございます。 議会が町の二元代表制の一翼として政策立案や政策提言を積極 議会のあるべき姿につい

以上、議会改革特別委員会の報告といたします。

〇議長(青山貞一君) ありがとうございました。

次に、議会だより編集特別委員会委員長 長澤龍夫君。

〇議会だより編集特別委員長

別委員会を開催いたしました。 ただいまの休憩中に、 委員全員出席のもとに議会だより編集特 (長澤龍夫君) 失礼いたします。

議事項は、 正 ・副委員長の互選であります。

議の結果、 委員長には不肖私長澤龍夫が指名推選により、

副

身近で親しまれるよう、 委員長には北倉義博委員が指名推 委員各位の協力を得ながら、 住民目線に立っ 選により選任されました。 町民の皆様に、 た、 わかりやすく、 議会がより 読み

> やす のほどお願いいたします。 い紙面づくりに努力いたす所存でございます。よろしく御指

以上、 議会だより編 集特別委員会の報告といたします。

(青山貞一君) ありがとうございました。

養老鉄道存続特別委員会委員長

田中敏

次に、

〇養老鉄道存続特別委員長(田中敏弘君) ただいまの休憩中に、

委員全員出席のもとに養老鉄道存続特別委員会を開催しました.

協議事項は、 正・副 委員長の互選であります。

委員長には水谷久美子委員が指名推選により選任されました。 協議の結果、 委員長には不肖私田中敏弘が指名推選により、 副

げます。 う目標に向けて、 とが決定いたしましたが、今後は養老鉄道のさらなる活性化とい 努力する所存でございます。 分に発揮しながら、 新たな費用負担が発生する場合には、 後想定されるさまざまな課題に対する調査・研究を行うとともに のもと設立した新法人を第三種鉄道事業者として存続していくこ 本町にとってなくてはならない養老鉄道が沿線市町の費用負 県や沿線市町の議会とも連携を図りながら、 町民の皆様への説明責任を果たせるよう鋭意 よろしく御 執行機関への監視機能を十 指導のほどお願 申し上 今

以上、 養老鉄道存続特別委員会の報告といたします。

が終わりました。 (青山貞一君) ありがとうございました。 各委員長の 報

〇議長 選任同意についてを議題といたします。 (青山貞一君) 次に日程第十六、 同 意第二号 監査委員

地方自治法第百十七条の規定により、 + 番 林 輝 (見君 0) 退

#### 十一番 林輝見君 退場

〇議長(青山貞一君) それでは、 町長より提案理由の説明を求め

孝君) ただいま上程を賜りました同意第二号

査委員の選任同意についての説明をさせていただきます。 条第一項の規定により、住所、 現監査委員 松永民夫氏の辞任に伴い、地方自治法第百九十六 養老郡養老町下笠八百七十九番地

氏名、 めるものでございます。 林輝見氏を後任の監査委員として選任するため、 同意を求

以上で同意第二号 監査委員の選任同意につい ての説明とさせ

### 〇議長(青山貞一君) ていただきます。 説明が終わりました。

お諮りします。

ます。これに御異議ありませんか。 本 案については、 質疑、 討論を省略し、 採決を行いたいと思い

[「異議なし」の声あり]

### 〇議長(青山貞一君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めま

〔賛成者挙手〕

### 〇議長(青山貞一君) 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

[十一番 林輝見君 入場」

### 〇議長(青山貞一君) お諮りします。

次の議会日程 運営の審査及び所管事務の調査等につい

> に御異議ありませんか。 会閉会中にも議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これ

### [「異議なし」の声あり]

〇議長

(青山貞一君)

異議なしと認めます。

務の調査等について、 よって、議会閉会中も次回の議会日程、 議会運営委員会に付託することに決定しま 運営の審査及び所管事

#### 〇議長 (青山貞一君) これで本日の 日 程は全て終了しました。

会議を閉じます。

苦労さまでした。 平成二十九年第一 口 養老町議会臨時会を閉会します。 長 時 間

(閉会時間 午後二時四十五分)

めここに署名する。

平成二十九年五月十二日

副議長 新議長 議 長 青 吉 田 中 Щ 田 敏 貞 太

郎

議

員

林

輝

見

議

員

松

永

民

夫

弘